

## 審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における  
核燃料物質使用変更許可申請の許可の基準への適合について

### I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用の変更に關し、同機構理事長 児玉 敏雄（以下「申請者」という。）から提出のあった「核燃料物質使用変更許可申請書」（令和元年10月9日付け令01原機（サ保）038をもって申請、令和元年12月25日付け令01原機（サ保）049をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第55条第3項において準用する同法第53条各号に掲げる許可の基準に適合しているものと認められる。

### II. 変更の内容

核燃料サイクル工学研究所は、核燃料サイクルに関する実践的な研究開発を進める研究開発拠点であり、使用済燃料の再処理施設、高速炉開発のためのプルトニウム燃料の製造施設など、規模の大きな施設を有している。核燃料物質の使用の許可は昭和42年10月に取得しており、プルトニウム燃料第一開発室等の核燃料物質使用施設において、核燃料サイクルに係る研究開発をはじめ、核燃料物質の管理、放射性廃棄物の管理等を行っている。

本申請における主な変更の内容については、以下のとおりである。

#### (1) プルトニウム燃料第二開発室

グローブボックス No. D-30 において取り扱う核燃料物質の種類及び最大取扱量を変更する。

#### (2) 燃料製造機器試験室

① 核燃料物質の貯蔵の終了に伴い、使用の目的及び使用の方法を削除するとともに、核燃料物質の種類及び数量の記載を削除する。

② 核燃料物質の使用の終了に伴い、使用設備（フード、クレーン等）を解体撤去する。

#### (3) ウラン廃棄物処理施設

廃水処理室の管理区域解除に伴い、廃水処理室に係る記載を削除する。

#### (4) L棟

① 加工事業者に貯蔵を委託していた核燃料物質（劣化ウラン）を引き取り

貯蔵することに伴い、劣化ウランの年間予定使用量を変更し、貯蔵施設として貯蔵室を追加、貯蔵設備として貯蔵箱 2 及び移動式棚を追加する。

- ② 当該核燃料物質は、集約施設に運搬するまでの間、貯蔵する旨を使用の目的で明確にする。
- ③ 当該核燃料物質を収納する貯蔵箱 2 の健全性点検等の作業のため、実験室にフードボックス 1 基を追加する。
- ④ 使用施設の設備から実験室のフード 2 基及び試験室(3)の排気洗浄装置を削除する。

(5) その他記載の適正化等

プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設について、施設の位置に係る記載を変更し、施設から海岸までの距離を現状に合わせる。

### Ⅲ. 審査の内容

#### 1. 原子炉等規制法第 5 5 条第 3 項において準用する第 5 3 条第 1 号への適合性について（平和の目的以外に利用されるおそれがないこと）

本申請に係る核燃料物質の使用について、使用の目的から、平和の目的以外に利用されるおそれがないことを確認することとした。

申請者は、L 棟における使用の目的では、加工事業者に貯蔵を委託していた核燃料物質を引き取り、集約施設に運搬するまでの間貯蔵する旨を明確にするとしていること、また、燃料製造機器試験室においては核燃料物質の使用及び貯蔵の終了に伴い使用の目的を削除するとしており、これらを除き使用の目的に変更はないとしている。

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、本申請において、L 棟については、加工事業者に貯蔵を委託していた核燃料物質を引き取り、集約施設に運搬するまでの間の貯蔵に係る使用の目的の変更であること、燃料製造機器試験室については、使用の終了に伴う使用の目的の削除であり、これらの変更を除き使用の目的に変更がないことから、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないと判断した。

#### 2. 原子炉等規制法第 5 5 条第 3 項において準用する第 5 3 条第 2 号への適合性について（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性）

原子炉等規制法第 5 3 条第 2 号では、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を使用しようとするときは、使用施設等の位置、構造及び設備が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害

の防止上支障がないものとして、規制委員会で定められた使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号。以下「基準規則」という。）に適合することを要求している。また、基準規則においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 4 1 条に該当する核燃料物質を使用する施設（以下「令第 4 1 条該当施設」という。）に適用される条項と、令第 4 1 条該当施設を除く使用施設等（以下「令第 4 1 条非該当施設」という。）に適用される条項が規定されている。したがって、審査においては、本申請の変更内容に係る核燃料物質の使用施設等が令第 4 1 条該当施設等に該当するか否かを確認した上で、使用施設等が満たすべき基準規則の条項への適合性について確認することとした。

本申請では、令第 4 1 条該当施設であるプルトニウム燃料第二開発室及びウラン廃棄物処理施設、並びに令第 4 1 条非該当施設である燃料製造機器試験室及び L 棟については、変更に係る基準規則の各条項への適合性の確認を行った。

また、茨城港常陸那珂港区の埋め立てに伴い、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設については、施設から海岸線までの距離を変更しているが、当該変更は基準規則の各条項への適合性に影響しないことの確認を行った。

その結果、本申請に係る変更内容における使用施設等の位置、構造及び設備が基準規則に適合し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものと判断した。

## **2. 1 プルトニウム燃料第二開発室 [令第 4 1 条該当施設]**

### **2. 1. 1 グローブボックス No. D-30 において取り扱う核燃料物質の種類及び最大取扱量の変更について**

申請者は、平成 31 年 1 月に発生したプルトニウム燃料第二開発室における汚染事象の再発防止対策を踏まえ、ビニルバッグで梱包した貯蔵容器の外観点検等の保守作業を行う場合は、汚れが少ないグローブボックスで実施するとしている。

本変更は、汚れが少ないグローブボックスとして乾式工程設備のグローブボックス No. D-30 を用いることとし、当該グローブボックスにおいて取り扱う核燃料物質として低富化 MOX に、高富化 MOX、転換 MOX、Pu (90%Pu\*) 及び PuO<sub>2</sub> 原料粉を加えるものである。また、外観点検等の保守作業を必要とする貯蔵容器のプルトニウム収納量は最大で約 1.3kgPu\* であることから、当該グローブボックスにおけるプルトニウムの最大取扱量も 1.3kgPu\* へと変更するものである。

(1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、グローブボックス No. D-30 で取り扱う核燃料物質の種類が増えるものの、プルトニウム燃料第二開発室で使用しているグローブボックスは全て同じ設計であり、本変更において当該グローブボックスの設計に変更はないこと、プルトニウム燃料第二開発室においては、他の同じ設計のグローブボックスでは低富化 MOX、高富化 MOX、転換 MOX、Pu (90%Pu<sup>\*</sup>) 及び PuO<sub>2</sub>原料粉も取り扱っていることから、閉じ込め機能に影響はないとしている。

規制委員会は、閉じ込めの機能に係る設計について、本変更が当該グローブボックスにおいて取り扱う核燃料物質の種類が変更となるが、プルトニウム燃料第二開発室において使用するグローブボックスはすべて同じ設計であること、他のグローブボックスにおいて低富化 MOX、高富化 MOX、転換 MOX、Pu (90%Pu<sup>\*</sup>) 及び PuO<sub>2</sub>原料粉を取り扱っており、当該グローブボックスの閉じ込めの機能に係る設計は維持されることを確認したことから、当該記載の変更について、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

(2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、本変更はグローブボックス No. D-30 で取り扱える核燃料物質の種類の変更及び最大取扱量の変更であり、既許可において、低富化 MOX、高富化 MOX、転換 MOX、Pu (90%Pu<sup>\*</sup>) 及び PuO<sub>2</sub>原料粉の使用を踏まえた遮蔽能力の評価を行っていること、遮蔽評価に影響が大きいプルトニウムの最大取扱量を減少する変更であることから、本変更による遮蔽能力の評価に影響はないとしている。また、既許可の設備の設計を変更するものではないとしている。

規制委員会は、申請者による遮蔽に係る設計について、本変更が当該グローブボックスの遮蔽に係る設計を変更するものではないこと、既許可において、本変更によって追加される核燃料物質の使用を踏まえた遮蔽能力の評価を行っていること、遮蔽評価に影響が大きいプルトニウムの最大取扱量を減少する変更であることを確認したことから、当該記載の変更につ

いて、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

### (3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、グローブボックスは、全て鉄筋コンクリート造の建屋内に設置され、ステンレス鋼、塩化ビニル等の難燃性材料で構成されるなど、耐火性、気密性等の安全設計を考慮した所定の規格で設計されたものであるとしている。また、グローブボックス内への可燃性物質の持ち込みは最小限にし、持ち込んだ可燃性物質は金属製容器に収納するため、火災等による損傷のおそれはないとしている。なお、グローブボックス No. D-30 では、水素、窒素混合ガスを使用する電気炉等の設備は使用しないため、ガスが発生することではなく爆発による損傷のおそれはないとしている。

規制委員会は、申請者による火災等による損傷の防止に係る設計について、グローブボックスの設計は既許可の設計と同様であり、耐火性を有しており、グローブボックス内における可燃性物質に対する措置が講じられ、爆発のおそれもないことから、当該記載の変更について、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

### (4) 基準規則第7条（核燃料物質の臨界防止）

基準規則第7条は、使用施設等について、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じていることを要求している。

申請者は、追加する核燃料物質については、既許可の核的制限値の範囲内で取り扱うこと、グローブボックス No. D-30 における核燃料物質の取扱いについて、半乾燥系で核燃料物質を取り扱う際に減速材を用いる場合は、核燃料物質に対する水分含有率が5%を超えないように、減速材の重量を管理すること等を既許可の中で規定しており、核燃料物質の臨界防止に係る設計に影響はないとしている。

規制委員会は、申請者による核燃料物質の臨界防止に係る設計について、既許可の中で、本変更で追加された取り扱う核燃料物質も含めて核的制限値が設定されており、臨界防止措置を規定していることを確認したことから、当該記載の変更について、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

## 2. 2 燃料製造機器試験室 [令第41条非該当施設]

### 2. 2. 1 核燃料物質の貯蔵の終了に伴う使用の目的及び使用の方法の削除及び核燃料物質の種類及び数量の記載を削除について

本変更は、燃料製造機器試験室における核燃料物質の貯蔵の終了に伴い、核燃料物質の種類、数量の記載を削除するとともに、使用の目的及び使用の方法の記載を削除するものである。

規制委員会は、本変更により、当該施設においては核燃料物質が存在しないことを確認した。

### 2. 2. 2 液体廃棄設備の維持管理設備への変更について

本変更は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が定めた施設中長期計画（2017年4月1日策定、2019年4月1日改定。以下「施設中長期計画」という。）により廃止施設に位置付けられている燃料製造機器試験室において、核燃料物質の貯蔵を終了したことから、液体廃棄設備の一部（屋内一次ピット、屋内二次ピット及び排水受槽）を解体撤去するまでの間維持管理する設備とするものである。

#### (1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、核燃料物質の貯蔵の終了に伴い、液体廃棄設備の一部（屋内一次ピット、屋内二次ピット及び排水受槽）を存置保存し、解体撤去するまで維持管理中の設備とするとしている。存置保存中においては、設備への電源供給遮断、排水バルブの閉止措置等により、設備を使用できないようにするとともに、放射性物質を閉じ込める措置を講じるとしている。

規制委員会は、閉じ込めの機能に係る設計について、解体撤去するまでの間、電源供給遮断、排水バルブの閉止措置等により、放射性物質を閉じ込める措置を講じ維持管理することを確認したことから、当該変更について、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

#### (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、核燃料物質の貯蔵（天然ウラン 30kg 及び回収ウラン 3kg）を終

了し、固体廃棄物の保管廃棄のみとなるため、遮蔽能力の再評価をしたところ、管理区域境界においては0.14mSv/3月となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）の線量限度を下回るとしている。

また、固体廃棄物はウラン系固体廃棄物のみであることから線量は小さく、放射線業務従事者に係る線量は線量限度を下回ることは明らかであり、周辺管理区域の外に係る線量についても変更はないとしている。

規制委員会は、申請者による遮蔽に係る設計について、核燃料物質の貯蔵を終了し、ウラン系固体廃棄物の保管廃棄のみとなる施設の状況を考慮した線量の再評価において、線量告示に規定される線量限度を下回るものであることを確認したことから、基準規則第3条における要求事項に適合すると判断した。

## **2. 2. 3 核燃料物質の使用の終了に伴う使用設備（フード、クレーン等）の解体・撤去について**

本変更は、施設中長期計画により廃止施設に位置付けられている燃料製造機器試験室において、核燃料物質の貯蔵を終了したことから、使用設備等（フード、クレーン、廃液処理装置等）を解体・撤去するものである。

申請者は、使用設備の解体・撤去について、設備表面の汚染状況を直接法及びブスマヤ法により確認し、汚染が確認された設備については解体用グリーンハウス内で、タイベックスーツ、半面マスク又は全面マスクを着用し、電動工具等を用いて解体するとしている。

作業において発生する廃棄物は、放射性廃棄物としてドラム缶等に収納し、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に搬出するとしている。

汚染がないことが確認された設備については、平成20年5月27日付け「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（NISA-111a-08-1）（平成20・04・21原院第1号）（以下「NR指示文書」という。）を参考に適切に取り扱うとしている。また、各作業における安全については「核燃料サイクル工学研究所放射線保安規則」により管理するとしている。

規制委員会は、燃料製造機器試験室の使用設備等の解体・撤去について、解体撤去の方法、汚染の除去の方法、廃棄物の廃棄の方法の他、教育の実施、作業実施計画の策定等の安全対策の方針が示されていることを確認した。

また、発生する放射性固体廃棄物は、ドラム缶換算で50本程度と見込まれ、これを収容するウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の収

容能力は十分な余裕があることを確認した。

## **2. 3 ウラン廃棄物処理施設 [令第41条該当施設]**

### **2. 3. 1 廃水処理室の設備の解体・撤去及び管理区域解除について**

本変更は、施設中長期計画より、廃止施設に位置付けられているウラン廃棄物処理施設の廃水処理室の気体廃棄設備を解体・撤去するとともに、管理区域を解除するものである。

申請者は、気体廃棄設備の解体・撤去について、設備表面の汚染状況を直接法及びブスマヤ法により確認し、汚染が確認された設備については解体用のグリーンハウス内で、半面マスク又は全面マスクを着用し、電動工具等を用いて解体するとしている。作業において発生する廃棄物は、放射性廃棄物としてドラム缶等に収納し、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に搬出するとしている。

汚染のないことが確認された設備については、NR指示文書を参考に適切に取り扱うとしている。また、各作業における安全については「核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定」により管理するとしている。

設備の解体撤去及び放射性廃棄物の搬出が完了した後、管理区域内の床、壁、天井等の汚染検査を行い、必要に応じて除染し、汚染のないことを確認した後管理区域を解除するとしている。

規制委員会は、ウラン廃棄物処理施設の廃水処理室の廃止措置について、解体・撤去の方法、汚染の除去の方法、廃棄物の廃棄の方法のほか、教育の実施、作業実施計画の策定等の解体・撤去及び管理区域解除に係る安全対策の方針が示されていることを確認した。

また、発生する放射性固体廃棄物は、200Lドラム缶換算で30本程度と見込まれ、これを収容するウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の収容能力は十分な余裕があることを確認した。

## **2. 4 L棟 [令第41条非該当施設]**

### **2. 4. 1 貯蔵室、貯蔵設備（貯蔵箱2、移動式棚）の追加及びフードボックスの追加について**

本変更は、加工事業者に貯蔵を委託していた核燃料物質（劣化ウラン）を引き取り貯蔵するため、年間予定使用量を増量するとともに、貯蔵室を設け、その中に貯蔵箱2と呼ばれるステンレス鋼製缶430缶を収納するための移動式棚を設置するものである。

また、貯蔵箱2の健全性点検等の作業を行うために実験室にフードボックス1基を追加するものである。



### (1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、新たに劣化ウランを貯蔵することに伴い、年間予定使用量を5,000kgから11,400kgに増量するとしている。

年間予定使用量の増量に伴い、貯蔵施設として既許可の負圧維持された資材保管室(2)を貯蔵室へ変更するとしている。また、貯蔵室においては、貯蔵設備としステンレス鋼製缶430缶を用いて核燃料物質を貯蔵するとしている。ステンレス鋼製缶に収納する劣化ウランは、ビニル等で二重梱包した上で、蓋で密閉するとしている。

また、ステンレス鋼製缶の健全性点検等に係る作業を行うため、負圧維持されたフードボックス1基を追加するとしている。

規制委員会は、申請者による閉じ込めの機能に係る設計について、新たに劣化ウランを貯蔵する貯蔵施設（貯蔵室）は既許可の設計から変更がなく負圧維持されていること、劣化ウランを貯蔵する際はビニル等で二重梱包した上でステンレス鋼製缶に収納され、ステンレス鋼製缶は蓋により密閉可能な構造であること、ステンレス鋼製缶の点検等の作業は負圧維持されたフードボックスを用いて行うとしており、閉じ込めの機能を有することを確認したことから、基準規則第2条における要求事項に適合するものと判断した。

### (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、新たに貯蔵する劣化ウランは、1缶当たりの最大収納量が約15kgUであるステンレス鋼製缶に収納し、最大で430缶収納可能な貯蔵室に貯蔵するとしている。劣化ウランの貯蔵量の増量に伴い、遮蔽能力を評価したところ、放射線業務従事者に係る線量は13mSv/年であり、線量告示の線量限度を下回るとしている。なお、管理区域境界及び周辺監視区域における線量については、劣化ウランの貯蔵量の増量による寄与は小さく、既許可の線量評価結果に影響はないとしている。

規制委員会は、申請者による遮蔽に係る設計について、貯蔵する核燃料物質が増えるが、遮蔽効果のある貯蔵設備へ保管するとしており、線量告示に規定される線量限度を満たすものであることを確認したことから、基準規則第3条における要求事項に適合するものと判断した。

(3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、貯蔵室は既許可の設計から変更がなく鉄骨 ALC 板張りの鉄筋コンクリート造で消防法に基づく耐火構造であること、追加するステンレス鋼製缶及びフードボックスは金属製であることから、火災のおそれはないとしている。

規制委員会は、申請者による火災等による損傷の防止に係る設計について、貯蔵室は既許可の設計から変更がなく、ステンレス鋼製缶及びフードボックスは金属製であり耐火性を有することを確認したことから、基準規則第4条における要求事項に適合するものと判断した。

(4) 基準規則第5条（立ち入りの防止）

基準規則第5条は、使用施設等について、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならないこと、また、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならないことを要求している。

申請者は、貯蔵室のあるL棟は既許可の設計から変更はなく、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう、管理区域境界は壁で区画され、標識を設け、出入口は施錠管理しているとしている。周辺監視区域境界についても柵、標識を設置済みであるとしている。

規制委員会は、申請者による立ち入りの防止に係る設計について、管理区域及び周辺監視区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じられていることを確認したことから、基準規則第5条における要求事項に適合するものと判断した。

(5) 基準規則第23条（貯蔵施設）

基準規則第23条は、貯蔵施設について、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有していることを要求している。

申請者は、貯蔵室には、劣化ウランを貯蔵したステンレス鋼製缶を430缶貯蔵するとしており、貯蔵室には1列にステンレス鋼製缶を120缶収納することができる移動式柵を4列設置することで、すべての貯蔵箱2は貯蔵室に貯蔵できるとしている。また、貯蔵室、ステンレス鋼製缶及び移動式柵には

標識を設けるとしている。

規制委員会は、申請者による貯蔵施設に係る設計について、貯蔵室は新たに貯蔵する劣化ウランを貯蔵するために十分な容量を有し、施設及び設備には核燃料物質が存在することを示す標識を設けるとしていることを確認したことから、基準規則第23条における要求事項に適合するものと判断した。

## **2. 4. 2 使用施設の設備から実験室のフード2基及び試験室(3)の排気洗浄装置の削除について**

本変更は、設備の老朽化に伴い、実験室のフード2基及び試験室(3)の排気洗浄装置の使用を終了し、解体撤去するものである。

申請者は、フード2基及び排気洗浄装置の解体撤去について、設備表面の汚染状況を直接法及びスミヤ法により確認した後、解体用のグリーンハウス内で、半面マスク又は全面マスクを着用し、電動工具等を用いて解体、減容としている。作業において発生する廃棄物は、放射性廃棄物としてドラム缶等に収納し、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に搬出するとしている。また、各作業における安全については「核燃料サイクル工学研究所放射線保安規則」により管理するとしている。

規制委員会は、フード2基及び排気洗浄装置の解体撤去について、解体撤去の方法、汚染の除去の方法、廃棄物の廃棄の方法のほか、教育の実施、作業実施計画の策定等の安全対策の方針が示されていることを確認した。

また、発生する放射性固体廃棄物は、200Lドラム缶換算で30本程度と見込まれ、これを収容するウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の収容能力は十分な余裕があることを確認した。

## **2. 5 その他記載の適正化等について**

規制委員会は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設における本変更が、茨城港常陸那珂港区の整備に伴い、使用施設等の位置の記載において、施設から海岸までの距離を変更するものであることその他、建屋や部屋名称の変更等に係る記載の適正化等であり、使用施設等の安全設計等に影響を与えるものではないことを確認した。

## **3. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第3号への適合性について（技術的能力）**

本申請に係る核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力について、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全

委員会決定。)を参考に、申請内容を踏まえ核燃料物質の保安管理に係る組織、技術者の確保、経験、教育・訓練等を行う体制が構築されているか又はその方針が示されているか確認した。

申請者は、核燃料サイクル工学研究所の保安管理について、保安管理に係る体制、教育・訓練等に係る方針に変更はないとしている。

規制委員会は、申請者の技術的能力について、申請者が本申請における技術的能力に係る変更がないとしていることから、核燃料物質の使用等を適確に行うに足りる技術的能力があるものと判断した。